

## 長野県人権政策審議会答申素案（事務局案）

この内容は、11月19日までいただいた委員のご意見と関係課に内容を確認して作成したものです。

## 1 はじめに（まえがき）

これまで長野県における人権施策は、同和問題を中心に様々な人権課題について推進されてきました。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（特別措置法）」が失効し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、地方公共団体の責務を明らかにして施策を推進することとなり、長野県では「人権教育・啓発推進指針」を策定し人権施策が推進されています。

最近の社会情勢では、残留農薬などの食の安全を脅かす問題、「振り込め詐欺」など人を騙して金銭を奪い取る問題、人を殺すなら誰でもよいという無差別殺人、飲酒運転によるひき逃げ事件など、人間の尊厳、命の大切さなどを考えない、自分勝手な社会風潮が感じられます。

経済・雇用面では、非正規雇用者やいわゆるワーキングプアの問題がある一方、正社員も過酷な労働を強いられています。また、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融不安から世界同時株安や円高が進行しており、県内の経済動向も先行きに不安が増す中で、所得、地域、教育など様々な格差の拡大による新たな人権問題の出現が懸念されます。

従来からの女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題に加え、こうした社会経済情勢により、犯罪被害者等の問題、インターネットによる人権侵害などが、これから大きな問題になってくると考えられます。

長野県では、これらの人権課題について、担当部局において、それぞれ施策を推進されています。

しかし、同和問題については、特別措置法の失効以降、一般施策の中で対応している状態にあります。また、「人権に関する県民意識調査」の結果を見ると、同和問題に関する県民意識は後退していると言わざるを得ません。

また、外国人の問題においては、平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改定により、長野県においても日系南米人を中心に外国人登録者が急速に増加し、全国に比較して外国人登録者数の増加率が高い状況にあり、大きな人権課題の一つとなっています。

こうしたことから、同和問題、外国人の問題については、長野県らしい人権政策基本方針を策定するため、この2つの課題に重点をおいて、人権という視点に立った施策の方向性を答申します。

長野県民一人ひとりが、互いの能力や個性などを認め合い、輝いて生き生きと暮らせるように、研修や交流活動などを積み重ねながら、人権を尊重し差別を許さない社会的風土、いわゆる人権文化を培うことが大切になってきます。

こうした人権文化を築くための人権政策を推進されるよう要望するものです。

## 2 長野県の人権施策の経緯と人権課題の状況

### (1) 長野県の人権施策の経緯

#### 部落解放審議会

長野県では、これまでに同和問題に関する様々な施策が行われてきましたが、特別措置法が失効(平成14年3月末)するにあたり、今後の長野県の同和対策のあり方について、平成14年(2002年)に長野県部落解放審議会から答申されました。

この答申の中では、今後の施策の基本的な方向、同和問題解決のための施策の方向としての教育・啓発のあり方、今後の部落解放審議会のあり方として名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきなどといった内容の提言がありました。

#### 人権施策の推進

長野県は、平成12年(2000年)に長野県人権啓発センターを千曲市に開設し、人権啓発の拠点施設として情報を発信するとともに、平成15年(2003年)には、長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、人権問題の解決のため、様々な取組が進められてきました。

また、長野県では、平成19年(2007年)に中期総合計画を策定し、その主要施策の一つとして「人権が尊重される社会づくり」を掲げ、互いの“ちがい”を尊重し合う共生社会や、他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成をめざし、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や、県民等との協働による人権啓発が進められています。

しかし今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など様々な人権問題が存在しています。

また、情報化、国際化の進展や少子高齢化の進行に伴う社会情勢の変化により、インターネットでのいじめや中傷等の人権侵害や、犯罪被害者など人権課題として捉えるべき事象が増加してきています。

#### 人権政策審議会の設置

部落解放審議会は、平成14年(2002年)1月に今後の同和問題の方向性の答申を出して以降、休眠状態となっていました。

特別措置法の失効や、経過措置期間を設定し実施してきた県単同和対策事業が平成16年度(2004年度)をもって概ね終了したことから、長野県では部落解放審議会を廃止する条例案を平成17年(2005年)2月議会に提案されました。しかし、「同審議会条例を廃止するには、新たな人権施策を検討する条例案が提出されるべきである等」の理由から否決されました。

その後、平成18年(2006年)12月に県議会人権施策推進議員連盟から、長野県としての今後の様々な人権問題に関する施策の方向性を明確にするため、審議会設置の要望が出されました。

長野県では、部落解放審議会答申の尊重と県議会の意見を重視し、平成19年

(2007年)7月17日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をするため本審議会が設置されました。

#### 基本方針(仮称)策定に向けて

長野県は人権行政をより総合的に推進するなどの対応が求められているとし、社会の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針を策定したいと考え、本審議会に諮問されました。

本答申の作成に当たり、長野県の人権課題の問題点の洗い出しや分析を行い、これまでの取組の総括を通して今後の人権政策の基本的な考え方を以下に示します。

### (2)人権課題の把握

#### 人権課題に取り組まれている団体からの意見募集、意見聴取

平成20年(2008年)2月22日から3月28日の間、長野県公式ホームページ等で、人権問題に関係する団体等から意見募集を行いました。

各団体から現在抱えている課題の現状や取組の状況、また課題を解決するために、行政や地域住民がどのように関わり協力することが必要か幅広く意見をいただきました。

この意見を踏まえ、本審議会として、同和問題、外国人問題については、さらに踏み込んで状況を確認したいということで、平成20年(2008年)7月24日に3団体を招いて意見交換を行いました。

#### 県民意識調査

平成20年(2008年)6月に層化二段無作為抽出により、満16歳以上の県民3,000人を対象に郵送により県民意識調査を行いました。

質問は27項目30問で、内容は人権問題全般について、主な人権課題に関する意識、人権課題の解決のための方策について調査を行いました。

回答者数は1,519人で、回答率50.6%、男性の方よりも女性の方から多くの回答をいただき、年齢別では50代以上の方がおよそ60%を占めています。

「人権は重要であるか」との質問に、「そう思う」と回答した方は70%を超え、「人権問題に関心はあるか」という質問には、「少し」を含めて関心があると回答した方は85.0%となっています。

「自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」との質問では、およそ3人に1人が「ある」と回答しており、「ある」と答えた方のうち、60.3%の方が「悪口・噂」を、36.7%の方が「仲間はずし」を人権侵害の内容としてあげています。

「日本における人権に関わることがらについて関心のあるものは」との質問には、「障害者」、「高齢者」、「子ども」が50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、「女性」、「インターネットによる人権侵害」、「同和問題」の順となっています。

「人権課題の解決にあたって、どのような啓発広報活動が効果的か」との質問

には、回答率の高いものから順に「テレビ・ラジオ」、「講演会や研修会」、「新聞・雑誌・週刊誌」、「広報誌・パンフレット・ポスター」となっています。また、今後、県として力を入れてほしい施策に対する質問では、「学校内外の人権教育の充実」、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」、「啓発広報活動の推進」、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」との回答が40%を超えています。

### (3) 人権課題の状況

#### 同和問題

#### 外国人

#### 女性

夫からの暴力、性犯罪、売春・買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が長野県に限らず社会問題化しています。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「職場における差別待遇」、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつけること」、「家庭内における夫から妻に対する暴力（酒に酔ってなぐるなど）」、「職場のセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」等が40%以上となっています。

#### 子ども

学校においても、校内暴力やいじめ、不登校、インターネットを介した人権侵害など依然として憂慮すべき状況にあります。

保護者が子どもを虐待したり、食事を与えないなどの子育て放棄など深刻な現状にあるほか、犯罪に巻き込まれて被害を受ける子どもの数も増えています。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「仲間はずしや無視・いじめを行うこと」、「食事を与えないなど子育てを放棄すること」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」が70%以上となっています。

#### 高齢者

高齢者に対して、家庭や施設において、暴力や邪魔者扱いするなど身体的・精神的な虐待が発生しています。

また、ひとり暮らしの高齢者などが騙されて、財産を奪い取られるなどの被害が起きています。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「地域、家庭等とのつながりがない独居老人の孤独死」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「経済的に自立が困難なこと」、「悪徳商法の被害者が多いこと」が50%以上となっています。

#### 障害者

障害者はその障害のため、できる仕事に限られると思われており、就労の際の雇用条件等により就職が思うようにいかない場合があります。

障害者に対する偏見や差別意識が起きる原因には、障害の発生原因や症状についての知識不足による場合があります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が50%以上となっています。

#### H I V感染者

H I Vに関する正しい知識や理解の不足から、感染者や患者自身の病気や差別に対する不安が高まることで、早期の治療開始や日常の社会生活に影響が生じる場合があります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.9%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が40%以上となっています。

#### ハンセン病患者等

多くのハンセン病療養所入所者の中には、国の施策によって強制隔離されて以降、長年にわたり家族や親族などとの関係が絶たれている方もいます。

併せて、ハンセン病療養所入所者自身が高齢化しており、病気が完治しているにもかかわらず、療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が難しい状況にもあります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が54.1%、「結婚問題で

周囲が反対すること」が40%以上となっています。

#### 犯罪被害者等

犯罪被害者等の多くが、犯罪の直接的被害だけでなく、被害後の精神的ショック、経済的負担など様々な問題に直面し苦しんでいます。

また、報道や風評等により、被害者及びその家族のプライバシーが侵害されたり、名誉が傷つけられたり、取材により日常生活が侵されるなどの状況にあります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が73.2%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が60%以上となっています。

#### 中国帰国者（中国残留邦人等）

先の大戦の混乱の中、やむなく中国に残留することになったため、日本語が話せない、書けない、日本の生活習慣に慣れないなど、住民との意思疎通がうまくいかない場合があります。このほかに、新聞、広告など日常生活に関わる各種情報がわからない部分もあります。

#### その他の人権課題

##### ア アイヌの人々

アイヌの人々は、過去の政策により言語や文化、伝統的生活習慣などが失われた部分や、社会的にも経済的にも恵まれない状況にあった歴史的経過があり、いまだに結婚などの偏見や差別が見られます。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が53.4%となっています。

##### イ 刑を終えて出所した人

本人に真摯に更生したい気持ちがあっても、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が難しく、就職や住居等を確保することが難しいなど、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

##### ウ 性的指向及び性同一性障害

同性愛・両性愛の方や自分の心の性と身体・戸籍上の性別が一致しない性同一性障害者の方など、性的少数者に対する偏見・差別があります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかとの質問に、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」が62.5%、「差別的な言動をすること」が40%以上となっています。

##### エ ホームレス

ホームレスは、住居の確保や就職が困難であるほか、暴行を受けるなどの問題を抱えています。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかの質問に、「経済的に自立が困難なこと」が61.8%、「通行人等が暴力をふるうこと」が50%以上となっています。

#### オ 北朝鮮当局による人権侵害

何も関係のない人が拉致され、その行方さえわからない状況にあることは重要な人権問題です。現在、日本国政府により17名の方が北朝鮮により拉致されたと認定されています。うち、5名の方が帰国しましたが、残りの方は帰国されておらず、その家族がどうすることもできない現状にあります。

#### インターネットによる人権侵害

パソコンや携帯電話によるインターネット上の掲示板やメール等では、匿名による書き込み等により、相手を陥れる誹謗中傷や嫌がらせをされることもあり、当事者に精神的な苦痛を与えています。

また、個人が特定されるような情報が掲載されるなど、プライバシーを侵すような状況もあります。

なお、意識調査では、どのような人権問題があると思うかの質問に、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が70%以上となっています。

### 3 基本的な考え方

#### (1) 人権の捉え方

人類の歴史は、人間の尊厳を守るための歴史とも言われており、日本国憲法には、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

人権の概念(意義)として、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。また、日本国憲法では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

これらは、個々人が社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当たり前にもっている固有の権利といえます。

また、人権を個人の自由や幸福を追求する権利とする視点のほかに、差別やいじめなどにより人間の尊厳や個人の尊重などを侵されないことも人権と捉えることができますが、権利の行使にあたっては他人の権利についても十分配慮し、そ

れに伴う責任も自覚することが大切です。

社会が複雑化し、個々人の権利意識が高まり、価値観が多様化するにつれ、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。しかしながら、人権をどのように捉えるかは「人間の尊厳」を原点として、考える必要があります。

## (2) 人権政策の方向性(基本理念)

人権政策として取組む基本的視点は、人権の理念である「生命」、「自由」、「幸福追求」が尊重されなければならない、さらには、個々人が希求する「自己実現、自立、社会参加」の実現できる社会づくりを目指すものでなければなりません。

人権が尊重される社会とは、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め、「ノーマライゼーション」の理念に沿ったすべての人が互いに、支えあいながら、共に生きる社会でもあります。

また、人権が尊重される社会とは、人権という普遍的文化の創造・構築をめざす社会とも言えます。文化とは、風習、伝統、思考方法、価値観などの総称とされ、人々が日常生活において当然として持っている考え方、感じ方、あるいは行動の仕方であるとも言われています。すなわち、人権の普遍的文化とは、個々人が日常生活のうえで、人権意識や人権感覚をもった発言や行動・態度がとれることや、社会の制度や仕組みにおいても人権の視点に立脚したものにしていける努力が求められる文化と言えます。

昨今の我が国の社会情勢においては、経済の停滞、不安定就労、過重労働や将来への不安や期待感が持てない状況の中で、残虐な殺人事件、自殺、いじめ、虐待など人間の尊厳を脅かす現象が見受けられます。従来の物質的な豊かさを求める社会から、今後は心の豊かさ(心の安全・安心)を求める社会への変化に対応した政策が求められます。

人権政策を進める方向は、行政施策を人権の視点にたった施策として実施すること、また県民一人ひとりが人権とは何かを理解し、人権意識の高揚を図る施策を実施することが必要です。

人権意識を高めるためには、まずは、人権教育・啓発を進めることが必要ですが、これには一人ひとりの心の在り方(考え方)に関わることでありますので、押し付けにならないよう、理解と共感を得られる工夫が必要です。

従来、人権尊重の意識は「差別をしない、させない、許さない」あるいは人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いていましたが、各人が日々の生活など様々な事柄を通じ、自ら考え(自問自答し)培われるもので、その活動・取組の中に存在するものであることを伝えることも必要です。

## 4 人権施策の方向性

### (1) 総論

人権施策は、「人間の尊厳」という観点から具体的な施策を展開していくことが大切です。



また、地方公共団体は、人権教育・啓発推進法において、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた施策を推進する責務があります。このため、長野県行政が取り組む事業は、あらゆる分野で人権とかがかわっており、人権尊重意識を持って行われることが求められます。

個別の人権に関わる多くの施策は、それぞれの状況に応じて、個別法、個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されていますが、県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題としてとらえ、自らが人権尊重社会の担い手であることを自覚し、互いの人権を尊重する意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することができるよう、人権意識の高揚を図るための施策を実施していく必要があります。

また、県民が人権問題に直面したときに、身近で相談できるよう、市町村、企業、関係団体、専門相談機関と連携した総合的な相談窓口の設置など支援の施策が必要とされています。

## (2) 人権教育・啓発

### 人権教育・啓発の推進

県民が、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて、人権尊重の理解を深め、高揚を促すよう、地域、企業等への働きかけをするなど、人権教育・啓発を推進する必要があります。

また、人権教育では、様々な活動を通して「人間の尊厳」を大切にした「共に生きる心」を子どもの発達段階や地域の特性等に応じた内容で推進することが求められています。

### 人材育成・資質向上

人権教育を効果的に推進するため、学校教育では、まず教員が基本的人権の尊重について正しく理解することが重要です。このための人権研修等を行い、資質の向上に努めることが求められます。

併せて、人権教育に関する研究・研修体制を充実するとともに、各種学校間の連携強化、地域の特性等に即した学校教育と社会教育とが連携された推進が重要になってくるものと考えられます。

社会教育では、市町村、地域、企業などにおいて学習機会を設けると同時に、様々な機会を通じて学習することができるよう、県民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成を図る必要があります。

### 県民、関係団体の連携・活用

より効果的な人権教育・啓発を行うため、官民協働の考え方にに基づき、人権教育、人権学習等に関わる団体の支援などを通じて、幅広い県民に対して教育・啓発を図っていく必要があります。

人権侵害は、企業・職場、地域、学校などで日常起こる、あるいは起こりうることであり、市町村、企業、NPO等を横断した形での広報・啓発が必要であると考えます。

## 情報提供

人権啓発については、意識調査の結果を踏まえると、これまで行われてきた人権意識の涵養を図るための講演会、研修会だけではなく、マスメディアを通じての人権意識の啓発がより効果的と思われます。

人権教育については、市町村、企業などにおいて、講演会、研修会等を通じて様々な場所、機会で行われていますが、こうした主催者等に対して、人権教育についての知識・手法等の情報を、必要に応じて適切に提供する必要があります。

### (3) 人権相談・支援

#### 総合相談窓口の整備

個別施策ごとに相談窓口は設けてきていますが、人権に関する総合的な相談窓口がない状況にありますので、この窓口の整備が必要と思われます。

特に同和問題や外国人の問題等では、専門性等も含め広域的な対応が必要と考えますので、長野県として広域単位で、人権に関する総合窓口の設置について検討することが求められます。

#### 国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり

人権問題を解決するためには、拠点を確保し、これをベースとする総合的な課題解決のための相談体制づくりを進めるとともに、民間の相談窓口、人権擁護委員などと連携した課題解決のための人材確保が重要となります。

人権問題を個別の機関だけで解決することは難しいことから、国・県・市町村、弁護士会、人権擁護委員、NPO等と相互の連携方法の研究・検討を行うとともに、民間団体の相談活動を効果的に活用・支援する必要があります。

#### 相談窓口等の周知広報

県民が人権問題に直面したときに一人で悩むのではなく、自ら解決していくことができるよう、各種相談機関、支援制度などの情報を効果的に提供することが求められています。

特に必要とする情報をどのように相談者等へ情報提供をすれば有効であるかを検討するとともに、マスコミやインターネットを利用した対応も検討する必要があります。

## 5 分野別施策の推進

### (1) 同和問題

#### 現状と課題

方向性

( 2 ) 外国人

現状と課題

方向性

### (3) 女性

#### 現状と課題

長野県では、昭和 55 年（1980 年）から行動計画を策定しており、現在は「第 2 次長野県男女共同参画計画」により、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行っています。

こうした施策を展開し、男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっていますが、固定的性別役割分担（性別を理由に役割を固定的に分けること）の意識が未だ根強く残り、女性の参画が進んでいない分野も多く残っています。

出産・育児期に相当する年齢層の女性では、離職をしたり、その後も仕事に就かないというような状況が見られ、少子化社会においては、女性の社会参加が期待され、子育て、介護など男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづくりが必要です。

このほか、配偶者等から暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は依然として後を絶たず、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の件数も増加傾向にあります。

#### 方向性

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育を様々な機会を通じて行い、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図る必要があります。

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画などを推進し、男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤づ

くりを推進する必要があります。

女性も男性も、仕事と、子育てなど家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、能力を発揮して働くことのできる環境の整備を進める必要があります。

また、配偶者からの暴力の防止に向け、被害者からの相談、保護する体制づくりの推進が求められています。

#### （４）子ども

##### 現状と課題

長野県では、平成 17 年（2005 年）に、「信州はぐくみ」プラン」を策定して、各種施策を推進しています。

しかし、児童虐待相談件数は、依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化、深刻化してきています。また、人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化が指摘されています。

##### 方向性

児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた子どもや保護者のいない子どもなど養護を必要とする子どもの保護から自立支援に至るまでの教育に配慮した支援体制を整備する必要があります。

不登校やいじめなどの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、適切な相談・支援を行うとともに、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心の育成が求められており、保護者や地域の方々など大人の理解、親としての意識を変えていく必要もあります。

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導と支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応するための体制づくりに取り組み、特別支援教育を推進する必要があります。

外国籍児童生徒や院内学級のない病院に長期入院している児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援などを行う必要があります。

#### （５）高齢者

##### 現状と課題

長野県では、平成 18 年（2006 年）に、「長野県高齢者プラン」を策定し、高齢社会をめぐる重要な課題に対応した施策を推進しています。

長野県の高齢化率は、平成 17 年（2005 年）に 23.8%と、全国の 20.1%を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後もさらなる少子高齢、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予測されています。

こうした中で、虐待を受けた高齢者の多くが何らかの認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

また、高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たない一方、成年後見制度の利用はなかなか進まない状況にあります。

#### 方向性

高齢者が医療や介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、必要な支援体制の整備を推進することが必要です。

また、認知症及び高齢者虐待に関する知識の普及を図るとともに、高齢者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりを促進することも必要です。

成年後見制度の普及については、引き続き啓発を努めるとともに、市町村・社会福祉協議会など関係機関と連携して利用促進を図ることが重要です。

### (6) 障害者

#### 現状と課題

長野県では、平成19年(2007年)3月に、「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で普通の生活ができることをめざして、従来の施設入所中心から地域生活の支援に施策の重点が転換されています。

障害者の地域生活移行を促進するため、地域での理解不足や誤解の解消、生活の場や就労など昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など環境整備を進めることが求められています。

障害者の雇用率は全国平均を上回っていますが、法定雇用率に達していない企業もあることから、一層の就労支援が求められています。

#### 方向性

重い障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、身近な地域での保健福祉サービスの充実を図るとともに、自立生活への支援、障害の程度に応じた就労を促進することが大切です。

障害者が差別と偏見を受けることなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、さらに県民の理解を深め、権利擁護や社会参加を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進することが必要です。

障害の重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用などの関係機関が連携を深め、障害の内容、性別やライフステージに応じて、きめ細かなサービスを提供することが重要です。

### (7) HIV感染者、ハンセン病患者等

#### 現状と課題

長野県の人口10万人当たりのHIV感染者・エイズ患者届出数(平成17(2005

年)～19年(2007年)の3か年の平均)は、全国で8番目の順位で依然として全国的に多い状況であり、引き続き感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要があります。

また、ハンセン病は、過去の隔離政策などにより恐ろしい病気とのイメージが定着し、多くの元患者は、ハンセン病が治ったにもかかわらず、現在も療養所に入所しています。これは、高齢化もありますが、帰られたときに、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見・差別にさらされるといった不安を抱いていることによります。

#### 方向性

県民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり、地域の特性を踏まえた対策を推進するとともに、人権に配慮した良質で適正な医療の提供を図る必要があります。また、プライバシーに配慮した、迅速、適切な相談、検査体制の充実も求められます。

HIV、ハンセン病等の感染症についての正しい知識の啓発を行い、県民の理解促進を図り、偏見・差別の解消に向けて施策を推進することが必要です。

### (8) 犯罪被害者等

#### 現状と課題

犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るため、平成17年(2005年)犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

長野県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の県施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけています。しかし、関係機関における被害者支援に関する認識はいまだ十分とはいえず、施策に十分反映されているとはいえない状況にあります。

#### 方向性

個々の犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況に応じて適切に、かつ途切れることなく支援が求められています。

国、県・県警、市町村、関係団体等の連携を強化し、県レベル、地域レベルでの犯罪被害者等支援ネットワークを構築するとともに、関係機関における取組の強化を図る必要があります。

犯罪被害者等に対する各種相談窓口の情報提供、県民理解促進のための広報・啓発に努め、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう県民総意で協力する社会を構築することが必要です。

### (9) 中国帰国者(中国残留邦人等)

#### 現状と課題



中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、長野県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという特殊事情から、長野県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員を配置し、中国帰国者の生活支援を充実するとともに、特別の慰藉として月額3万円を支給する愛心使者事業などを実施してきました。

平成20年度からは、国が老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設したことに加え、従来、国と県が担ってきた中国帰国者の生活支援をより身近な市町村の責務とし、援護施策の充実を図っていますが、日本での生活基盤を十分に築くまでには至っていない状況です。

#### 方向性

中国帰国者は、日本語を話せない、書けないなどにより、就労が難しかったり、生活習慣の違いから日常生活に支障をきたすなどの課題がありますので、ふるさと信州でおだやかな日々を心豊かに過ごしていただくため、市町村と連携し、日本語教育支援などの地域生活支援事業の充実を図る必要があります。

### (10) その他の人権課題

#### アイヌの人々

結婚や就職等における偏見や差別の問題があることから、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する意識を高める必要があります。

#### 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

#### 性的指向及び性同一性障害

人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発活動の実施に努める必要があります。

#### ホームレス

経済的自立が困難なことや通行人等が暴力をふるうなど多くの人権問題が起きていますので、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組むことが必要です。

#### 北朝鮮当局による人権侵害

早期の拉致問題解決のため、政府及び地方公共団体は、拉致問題に関する広報・啓発を行う必要があります。

## (11) インターネットによる人権侵害（匿名性を帯びた手法による人権問題）

### 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信や、ホームページのような不特定多数の者が利用できるもの等がありますが、発信者の匿名性ととも、情報発信が容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など人権に関わる問題が発生しています。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、国において発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況の排除、特定できない場合は、プロバイダーに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規則を促すなど個別の対応で対応しているのが現状です。

### 方向性

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため啓発活動を行うとともに、インターネットを介したいじめ、人権を侵す事例に対して関係機関と連携をとり適切な対応が求められています。

学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、社会にもたらす影響や、情報の発信における個人の責任、情報モラルについて取り組む必要があります。

また、サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、適切な法的措置を講じることが必要です。

## 6 施策の総合的な推進

### (1) 人権施策の推進体制

県の各部局においては、それぞれの人権課題に対する施策に取り組んでいるところですが、横断的な連携体制の強化を図り、施策の検討や実施することが必要です。

また、市町村及び人権関係団体においても地域の実情に応じた取組が行われているところですが、特に人権教育・啓発や相談支援の取組を実効性あるものにするためには、連携協力体制の構築が必要です。

人権施策の期待される成果をあげるためには、行政が主体となって行うだけでは限界がありますので、企業、市民団体、地域コミュニティ、NPO等との協力を得るとともに、その活動や取組に対する支援方法などの検討が必要です。

### (2) 人権施策の評価

人権施策を着実に、効果的に推進するためには、その実施方法等の定期的なチェックや評価を行う体制の構築が必要です。